

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会（第1回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年9月30日(火) 14時35分～15時32分  
於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

國井 秀子、酒井 善則、関口 博正、長田 三紀、根岸 哲

(以上5名)

第3 出席した臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫

(以上2名)

第4 出席した関係職員等

桜井 俊（総合通信基盤局長）、武内 信博（電気通信事業部長）、安藤 友裕（総合通信基盤局総務課長）、淵江 淳（事業政策課長）、古市 裕久（料金サービス課長）、村松 茂（料金サービス課企画官）、山田 和晴（番号企画室長）

(事務局)

永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐）

第5 議題

- (1) 部会長の選出及び部会長代理の指名について
- (2) 委員会の設置（案）について
- (3) 委員会への所属の指名及び委員会の主査の指名について
- (4) 諮問を要しない軽微な事項（案）について
- (5) 接続に関する議事手続規則（案）について
- (6) 諮問事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3001号】

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設

備に関する接続約款の変更の認可（NGNの接続ルールに係る省令改正等に対応した接続約款の措置）について【諮問第3002号】

ウ 電気通信番号規則の一部改正について【諮問第3003号】

(7) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成19年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

## 開 会

○永利情報流通行政局総務課課長補佐　ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第1回を開催いたします。

本日は、部会員の皆様の互選により部会長が選出されますまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきます。私は情報流通行政局総務課課長補佐、永利でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、第1回目でございますので、委員の皆様から自己紹介をいただきたいと存じます。関口委員から順次お願いします。

○関口委員　神奈川大学経営学部の関口でございます。よろしくお願いいたします。

○長田委員　東京地婦連、長田でございます。以前の情報通信審議会の電気通信事業部会から、引き続きこちらの委員を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○根岸委員　甲南大学法科大学院の根岸と申します。よろしくお願いいたします。

○酒井委員　東京工業大学の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

○國井委員　リコーソフトウェアの國井でございます。よろしくお願いいたします。

○東海臨時委員　青山学院大学の東海でございます。よろしくお願いいたします。

○辻臨時委員　兵庫県立大学の辻と申します。よろしくお願いいたします。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐　ありがとうございました。続きまして、総務省の出席者から順に自己紹介をいたします。桜井局長からお願いします。

○桜井総合通信基盤局長　総合通信基盤局長の桜井でございます。よろしくお願い申し上げます。

○武内電気通信事業部長　電気通信事業部長の武内でございます。よろしくお願いいたします。

○安藤総合通信基盤局総務課長　総務課長の安藤でございます。よろしくお願いいたします。

○淵江事業政策課長　事業政策課長の淵江でございます。よろしくお願いいたします。

○古市料金サービス課長　料金サービス課長の古市でございます。よろしくお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　料金サービス課企画官、村松でございます。よろしくお

願いいたします。

○山田番号企画室長 番号企画室長、山田でございます。よろしくお願いいたします。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。本日は委員6名、臨時委員2名の合計8名中、7名ご出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

まず、部会長の選出をお願いしたいと存じます。情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、委員の皆様からご推薦をお願いいたします。

○長田委員 皆さんそれぞれにご見識のある方だと思いますが、情報通信審議会の電気通信事業部会で部会長をお務めになり、経験も豊富で情報通信について高い見識をお持ちでいらっしゃいます根岸甲南大学法科大学院教授が適任であると思います。根岸委員をご推薦申し上げます。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。ただいま長田委員から、根岸委員を部会長にというご推薦がありましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永利情報流通行政局総務課課長補佐 ありがとうございます。それでは、根岸委員に部会長をお願いしたいと思います。これからは部会長に進行をお願いいたします。

○根岸部会長 ただいま部会長に選任されました根岸と申します。よろしくお願いいたします。電気通信事業の分野は、接続料、あるいはユニバーサルサービス制度など、国民生活と密接な課題が山積しており、私もそれを強く認識しております。この部会といえども、効率的かつ迅速に審議を進めてまいりたいと思いますので、各委員の先生方のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。まず私が会議の主事ができないときに代理をおつとめいただく方を決めたいと思います。部会長代理は、規定により部会長が指名するとなっておりますので、私から指名させていただきます。

部会長代理には、技術的な観点も含めて幅広いご見識をお持ちである酒井委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、あいさつをお願いいたします。

○酒井部会長代理 部会長代理に指名されました酒井でございます。以前から根岸部会

長の下で部会長代理をつとめておりましたので、審議会自体は変わっておりますが、そのまま引き続き諸問題に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、次に委員会の設置についてお諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐　資料1-1から資料1-3まで順次見ていただきたいと思いますが、資料1-1は総務省組織令抜粋で、参考資料でございます。資料1-2、情報通信行政・郵政行政審議会令、資料1-3、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則、これも参考配付させていただいております。資料1-4を見ていただきたいと思っております。委員会の設置（案）で、4つの委員会、基本料等委員会、接続委員会、ユニバーサルサービス委員会、電気通信番号委員会、これまで情報通信審議会の委員会で調査していたもののうち、法の施行に関するものに限定して調査体制を整えたものでございます。内容的には、情報通信審議会の委員会から基本的に変更ございません。情報通信行政・郵政行政審議会　電気通信事業部会決定として、この4つの委員会をこの場で設置するものでございます。以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、ご質問等がないようでございますので、この部会におきましてそのように決定することとしたいと思います。

次に、部会に属する委員及び専門委員の、委員会への指名及び主査の指名であります。それでは、委員会所属委員、専門委員の一覧を、事務局から配付いたします。

（資料配付）

○根岸部会長　お手元に配付させていただきましたが、ご覧の一覧のとおり指名をいたしますので、よろしくお願いいたします。

では次に、この部会の専決事項であります電気通信事業法169条ただし書きの、軽微な事項の認定及び接続に関する議事手続規則につきまして、お諮りをしたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐　資料1-5、諮問を要しない軽微な事項についてと、1-6、接続に関する議事手続規則、両方とも情報通信審議会の電気通信事業部会の規定と基本的に同じで、改めてこの事業部会の決定としてお諮りいたします。

○根岸部会長　よろしいですか。ありがとうございます。それでは、そのように決定

することといたしたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。諮問第3001号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可について、総務省からご説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官 資料1-7でご説明したいと思いますが、委員の皆様方には資料1-7のほか、認可申請の添付資料といたしまして、紫色の紙ファイルで添付資料を3冊お配りしてございます。

それでは、資料1-7の2ページからのA4縦の申請概要と、27ページからの参考資料に基づきまして、諮問の概要をご説明させていただきたいと思います。

まず2ページ目でございますが、申請の概要でございます。基礎的電気通信役務支援機関でございます電気通信事業者協会から9月22日に申請があったものでございまして、概要といたしましては、支援機関がNTT東西に対する交付金の額及び交付方法の認可を受けようとするもの、それから負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可を受けようとするものでございます。18年度に制度が稼働いたしまして、今回が都合3回目の認可申請となるものでございます。

3ページをお開きください。制度の概要、ユニバーサルサービスでございますが、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスで、現在は加入電話、第一種公衆電話、緊急通報が規定されております。

2に申請に関する項目がございまして、負担金については、負担金の額、番号単価、負担事業者、負担金の額、それから徴収方法。交付金につきましては、交付金の額、交付方法で、これから順次ご紹介したいと思います。

まず5ページ目が、負担金の額及び徴収方法でございます。負担金のうち、補てん対象額でございますが、この後算定方法を含めてご紹介しますが、全体としましては、表にございますとおり、NTT東西合計で今回は約180億円になってございます。

次の支援業務費でございますが、支援機関の運営に必要な人件費や物件費、周知費用を合計した当年度の費用額が、下の表にございますとおり8,031万円でございますが、この額から前年度の次期繰越収支差額でございます1,521万円を減額して、6,509万円と算定されてございます。

この支援業務費の詳細でございますが、参考資料の41ページをご覧くださいと思います。昨年度のご指摘を踏まえまして、本年度予算につきまして、19年度の決算額の比較で各項目を挙げてございます。増加した部分だけ簡単にご紹介したいと思います。人件費につきましては141万円の増加ですが、これは派遣社員を契約社員に変更したことに伴う福利厚生費等の増でございます。

それから周知費用につきましては1,703万円増加しておりますが、こちらはその下のポツにございますとおり、コールセンターにつきまして番号単価改定後の問い合わせ等の予測がされますので、受付体制の拡大を図ることや、新たな周知広報施策としましてインターネット広告、地方説明会を開催するところによるものでございます。

それから、今年度から予備費としまして300万円を計上してございます。

続きまして本体資料の6ページの、具体的な補てん対象額と番号単価につきましてご紹介申し上げたいと思いますが、こちら参考資料でご説明したいと思います。

まず、28ページをご覧くださいと思います。こちらが昨年度のNTT東西のユニバーサルサービス収支表でございます。昨年度の収支は東西を合わせまして1,254億円の赤字となっております。18年度と比べますと、405億円赤字額が増加してございます。この東西の赤字を前提に、所定の補てんを行うものでございます。29ページ以降、各サービスの補てん額の算定でございます。

まず、29ページが加入電話の基本料部分でございますが、算定方法としましては、高コスト側上位4.9%に属する回線に係る原価と、全国平均費用プラス標準偏差の2倍を基準とする原価の差額で、ベンチマーク方式を採用してございます。具体的には右下にございますとおり、収容局別費用のうち、横の赤い点線でございますベンチマーク以上のところ、具体的には黄色いところを補てん対象額と定めております。この算定結果でございますが、表の青いところでございますとおり、NTT東西合計で137億円と算定されてございます。

次の30ページは、具体的な算定方法のイメージでございますので割愛いたしたいと思います。続きまして31ページが加入電話からの緊急通報で、算定方法としましては、高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報つなぎ込み回線に係る原価で、具体的にはNTTの交換機から警察等を結ぶ専用線などの費用でございます。こちらにつきましての算定結果が青い部分でございます。NTT東西合計で6,200万円とされているところでございます。

続きまして、32ページ目が第一種公衆電話でございまして、そのうち③の部分が市内通信分でございます。加入電話と異なりまして、公衆電話の場合は全収容局で赤字でございまして、エリアの限定を行わずに収入費用方式で、原価マイナス収益で補てん対象額を算定してございます。算定結果は青いところにございますとおり、東西合計で約41億円となっております。

続きまして、④番が第一種公衆電話のうち離島特例通信分でございますが、こちらも同じく収入費用方式で算定されておりました、1,000万円となっております。

続きまして33ページでございますが、第一種公衆電話の緊急通報分でございますが、こちらも同様に計算いたしまして200万円となっておりますのでございます。

以上の補てん対象額をまとめたものと番号単価の算定が34ページでございます。補てん対象額は、これまで申し上げたものを足し合わせた東西合計が1番上の表の赤いところの約180億円でございます。それから支援業務費が6,500万円です。番号単価の算定でございますが、一番下の式でございますように、補てん対象額と支援業務費を分子といたしまして、それを今年6月末の稼働電気通信番号総数で割りまして、さらに12カ月で割りまして、今回の場合は8円で算定されてございます。うち、東日本分は4.7円あまり、西日本分は3.2円あまりでございます。

今回、前回に比べまして番号単価が2円上昇した理由でございますが、補てん対象額の表のうち、加入電話の基本料のところをご覧いただきたいと思うのですが、その部分だけ、今年は45億円増加しているところでございます。この加入電話の基本料分の補てん対象額がアップした理由でございますが、NTSコストの付け替えの影響によるものでございます。

それが35ページでございまして、NTSコストと申し上げますのは、上の枠囲いの※にございますように、通信量に依存しない費用、回線数に依存する費用で、本来的には加入電話の基本料の費用に該当する費用でございますが、歴史的に接続料原価に含んでいたという経緯がございまして、それにつきまして、平成16年10月の答申により、平成17年度から段階的に接続料から控除するという作業を行っているところでございます。それが左上の表にございまして、17年度から毎年20%ずつ接続料原価から控除しまして、基本料の費用につけているものでございます。これに伴いまして、今回の対象コストの19年コストは、前年度に比べますと約400億円NTSコスト分が加わりましたので、それに伴いまして基本料分の補てん対象額も増加したというのが大



きな理由でございます。

以上が、本体資料5ページ、6ページのご説明でございます。本体資料に戻っていただきまして、7ページをご覧ください。負担事業者でございます。負担事業者は前年度の収益が10億円を超える事業者であって、かつ総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者で、今回の場合は、その下の表に掲げる42者が負担事業者となるものでございます。

続きまして、8ページ以降が各事業者の負担額でございますが、こちらにつきましても参考資料でご説明したいと思っております。まず、36ページをお開きください。個別の算定方法のご説明の前に、毎月の負担金納付、交付金交付の流れについてご説明したいと思います。まず、左側の箱でございますとおり、接続電気通信事業者では毎月電話番号を利用するため、毎月末の電話番号の利用につきまして、2カ月後の月末までに総務大臣に報告をいたします。その後では、その利用数を支援機関に通知いたしまして、支援機関では負担金額を計算しまして、3カ月後の初旬まで負担金額を接続事業者に通知いたします。接続事業者では、負担金を3カ月後の25日までに支援機関に納付をいたします。支援機関では、NTT東西に対しまして、交付金の額を3カ月後の末日までに通知いたしまして、その翌月までに交付することで、都合4カ月後までに交付金が交付されるもので、こういう作業を、上にごございますように毎月行っているものでございます。

続きまして、37ページが負担金の額、NTT東日本分でございます。図の黄色い部分をご覧ください。1月からはNTT東日本に係る番号単価にそれぞれの事業者の利用番号数を掛けたものが負担額となって、11月までそれが続きます。最終算定月、12月におきましては、残余额と11月までの負担額を足し合わせた分で、足りない部分につきまして12月の各事業者の利用数の割合に基づきまして負担額を算定するという形で、負担額を決めているというものでございます。38ページがNTT西日本分でございます、東と同様でございます。以上が、本体資料で申し上げますと16ページまでのご説明でございます。

続きまして、17ページ、徴収方法をご覧ください。納付手段としましては、銀行振り込みで、振込手数料は接続電気通信事業者が負うこととしてございます。負担金額の通知につきましては、①から③に掲げる事項を通知することとしてございます。負担金の納付期限は、先ほどご説明したとおり25日まで、それから延滞金の納付につきまし

ては、算定規則24条におきましては、日1万分の4の割合を乗じた延滞金納付にしております。それからセキュリティ対策として、こちらに掲げておりますような対策を施すにしているものでございます。

続きまして18ページでございますが、交付金の額及び交付方法についてでございます。こちらも参考資料でご説明したいと思っております。39ページをお開きください。上の黄色い囲みにございますとおり、NTT東西へは、補てん対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付するとされております。具体的には、その下にございますように、NTT東日本の交付金の額の場合、NTT東日本の補てん対象額107億円からNTT東日本の算定自己負担額を引いたものが交付金とされます。

そのNTT東日本の算定自己負担額でございますが、その下の表にございますとおり、青い部分の(イ)が前年度の残余額、それから各月の1月から11月までのNTT東日本の算定自己負担額がございまして、最終月につきましては、同じように足りない部分をNTTの割合で計算したものが負担額となりまして、この青い部分を引いたものが交付金額となるというところでございます。40ページがNTT西日本分でございますが、東の場合と同様でございます。以上が、本体資料でいいますと22ページまでのご説明でございました。

続きまして、本体資料の23ページをお開きください。交付方法でございます。交付手段は銀行振り込みで、手数料の負担は支援機関、交付金額の通知は毎月通知いたします。交付金の交付期限でございますが、通知日の属する月の翌日となっております。

(4)の交付金の額の算定方法は、先ほどご説明したとおりでございます。

24ページに移っていただきまして、(5)が交付金の交付の特例で、接続電気通信事業者に、会社更生法による更生計画認可の決定等の事態が発生した場合の対処方法を定めているものでございます。それからセキュリティ対策としましては、①から④に掲げるようなセキュリティ対策を施すことにしております。以上が申請の内容でございます。続きまして、25ページ、審査結果でございます。算定規則と審査基準に基づきまして、都合6つの項目の審査事項がございますが、それぞれ適というところで、認可が適当と認められるとしてございます。25ページ目が交付金の額及び交付方法の認可に関する審査でございます。1から3までの項目がございますが、それぞれ適にしております。それから26ページでございますが、こちらは負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査でございます。同じく同様の審査事項が3点ございますが、それぞれ審

査の結果、適と判断しているところでございます。

以上でございます。

- 根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。とりわけ前年度との比較が参考資料41ページにございますが、いかがでしょうか。
- 東海臨時委員　簡単なことを2点教えていただけますでしょうか。細かいことなのですが、まず第1点目、負担事業者が今回は42事業者だと今、ご説明を受けたと思いますが、昨年はいくらか多かったような気がするのですが、そうではなかったでしょうか。
- 村松料金サービス課企画官　昨年は五十数社ございましたが、主にNTTドコモの1社化によりまして、対象事業者が減っております。
- 東海臨時委員　なるほど、そういうことでしたか。ありがとうございます。もう1点は、これから大きな問題になるかもしれませんが、例の7円、6円というユニバの負担を、事業者がユーザーに転嫁するかしらないかという問題でございます。7円から6円の場合は、おそらくそのまま皆さん7円を6円にされたように思いますが、8円になったとき、例えばこの負担を事業者の裁量でそのままにするのは、規定上は自由でしょうか。そのあたり少し確認をしておきたいのですが。
- 村松料金サービス課企画官　今、東海臨時委員がおっしゃいましたのは、事業者の裁量で、例えば今年は6円ですので、来年も6円にするということですか。
- 東海臨時委員　そういうことです。
- 村松料金サービス課企画官　それは事業者の判断でございます。
- 東海臨時委員　何円であろうと、例えば極端に言うとも5円だけユーザーに負担してもらおうと、そのような方法も特に規定上は問題ないのですね。
- 村松料金サービス課企画官　そうでございます。
- 東海臨時委員　ありがとうございます。結構です。
- 長田委員　東海先生からよいことをおっしゃっていただいたので、ぜひ、そのようになってほしいと思います。
- 根岸部会長　ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、これは諮問事項でありますので、この度新しく決定されました情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定に従いまして、諮問された案を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネットで公告するなどいたしまして、広く意見を募集することといたします。本件に

関する意見招請期間は10月30日木曜日までといたします。ありがとうございました。

それでは、続きまして諮問第3002号、NTT東西の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、いわゆるNGNの接続ルールにかかわります省令改正等に対応いたしました接続約款の措置について審議をしたいと思います。

○古市料金サービス課長 お手元の資料1-8に基づきまして、NGN接続ルールに係る省令等改正に対応した接続約款等の措置について、ご説明をさせていただきます。2ページ目、申請概要をおあげいただきますでしょうか。4の概要にございますとおり、本件はNTT東西の次世代ネットワーク、いわゆるNGNに係る接続ルールについて、本年3月の情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」いわゆる「NGN答申」に基づき、本年7月、関係省令等が改正されたことを受け、接続約款の変更を行うものでございます。

具体的には、2ページ目の下にNGNネットワーク図のポンチ絵がついてございます。まず第1に、真ん中の赤い点線で囲った部分でございます、ひかり電話網の関門交換機接続、いわゆるIGS接続の接続条件等を定めること、第2に、その右側に黄色い点線で囲った部分で示しております、NGNの中継局接続及び赤い点線の部分の左側にございます黒い点線で囲った部分、地域IP網の中継局接続の接続条件等を定めること、第3に、一番右側の緑の点線で囲った部分でございます、NGNのイーサネット接続の接続条件等を定めること、第4に、イーサネットスイッチ及びSIPサーバに関する情報開示時期等を定めること、これらに関する規定整備を行うため、今回、接続約款の変更を行うものでございます。

3ページ目以降が主な変更内容でございますが、先ほど申し上げましたとおり、総務省ではNGN答申に基づき、本年7月に関係省令等を改正し、NGN及びひかり電話網の第一種指定電気通信設備の指定対象への追加、NGN等に係るアンバンドル機能及び標準的接続箇所の追加、網機能提供計画の届出対象外であるイーサネットスイッチ等に係る情報提供時期の明確化等を行ったところでございまして、これらの規定整備に基づいて、今回、接続約款の変更を行うものでございます。

なお、NGN等に係るアンバンドル機能につきましては、接続料原価の算定に必要なコストドライバの検討等に時間を要することから、改正省令の附則におきまして、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能を除くルーティング伝送機能につきましては平成20年度末まで、イーサネットフレーム伝送機能につきましては平成21年度末まで、

それぞれ接続料の設定を要しないこととされているところでございます。

また、このコストドライバの検討等につきましては、総務省におきまして本年5月から別途研究会を開催いたしまして、年内を目途に所用の検討を行っていただいているところでございます。

次に、具体的な措置内容についてでございますが、まず2の(1)ひかり電話網のIGS接続の接続条件等の設定についてでございます。現在、ひかり電話網のIGS接続の接続料は、相対取引で決定した上で、NTT東西と約30社の接続事業者が相互接続協定を締結しているところでございますが、今回、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備に指定されたことから、本来であれば、その接続料はコストに適正利潤を加えた事業者間均一の料金とすることが必要となるところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、改正省令におきまして平成20年度内は事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされているところでございまして、それまでの間、接続事業者との相対取引で当該機能の接続条件等を暫定的に設定する旨を接続約款の附則に規定するものでございます。

次に4ページ、(2)中継局接続の接続条件等の設定についてでございます。まず①標準的接続箇所追加に関するものでございますが、中継局接続のための標準的接続箇所として、NGNの中継局ルータと地域IP網の中継局ルータを追加するとともに、前者を「一般中継局ルータ」、後者を「特別中継局ルータ」としてそれぞれ用語の定義を追加しているところでございます。またこれに伴い、主としてインターネット接続サービスを提供する事業者用の標準的接続箇所について、従来の「中継局ルータ」から「ISP接続用ルータ」に名称を変更するとともに、新たに第一種指定電気通信設備に指定された「SIPサーバ」の定義も追加しているところでございます。

次に②接続料についてでございますが、NGN及び地域IP網の中継局接続の網使用料につきましても、先ほど申し上げましたとおり、平成20年度内は事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされているところでございますので、それまでの間、接続事業者との相対取引で暫定的に網使用料を設定する旨を接続約款の附則に規定するものでございます。また、中継局接続に関し、接続インターフェースを設けるために必要な網改造料やIPアドレス等を登録するための工事費を規定する接続約款の変更もあわせて行うこととしております。

次に③技術的条件でございますが、一般中継局ルータにおける接続につきましては、

インターフェースとして10ギガのPOSプロトコル及び、次のページでございますが、ギガビット Ethernet プロトコルを採用し、レイヤ3プロトコルとしてはIPv4、IPv6に対応することといたしております、いずれのインターフェースにつきましても国際標準等に準拠した内容となっております。

また、特別中継局ルータにおける接続につきましても、インターフェースとしてギガビット Ethernet プロトコルを採用し、国際標準等に準拠した内容となっているところでございます。

続きまして、(3) イーサネット接続の接続条件等の設定についてでございます。まず①標準的接続箇所の追加に関するものでございますが、イーサネット接続のための標準的接続箇所として、中継局イーサネットスイッチを追加いたしております。これに伴い、「イーサネットスイッチ」及び「LAN型通信網」についての用語の定義を追加しております。

次に②接続料についてでございます。イーサネット接続の網使用料については、必要なコストドライバ等の検討に加えてシステム改修が必要であることから、平成21年度までは事業者間均一料金で設定をしなくてもよいこととされているところでございまして、それまでの間、役務区間単位の料金とする旨を接続約款の附則に規定するものでございます。

また、6ページ目でございますが、イーサネット接続に関し、接続インターフェースを設けるために必要な網改造料やルーティング設定等情報を登録するための工事費を規定する接続約款の変更もあわせて行うことといたしております。

③技術的条件につきましては、物理インターフェースとしてIEEE802.3規格の Ethernet プロトコルに準拠しているところでございまして、国際標準等に準拠した内容となっているところでございます。

最後に(4) イーサネットスイッチ及びSIPサーバに関する情報開示時期等の設定についてでございます。まず①網機能情報提供対象装置の対象追加についてでございます。今回、いわゆる情報開示告示の改正によりまして、新たに「イーサネットスイッチ」及び「SIPサーバ」が新たな網機能を導入する場合に情報提供を行う対象設備として追加をされているところでございます。従いまして、これを踏まえ、例えば①の(1)にありますようなインターフェースの物理的な仕様等の情報を提供する設備に両設備を追加する旨の接続約款の変更を行うものでございます。

また、②情報開示時期の明確化についてでございますが、同じく情報開示告示の改正を踏まえまして、網機能情報提供対象装置につきましては、新たな網機能を導入する場合、当該機能の提供予定時期の90日前までに必要な情報を開示する旨の接続約款の変更を行っているところでございます。

また、あわせて、これも情報開示告示の改正を踏まえまして、例外的に総務大臣の承認を受けて、当該日数を短縮する場合がある旨もあわせて規定をしているところでございます。

今回の接続約款変更の概要については以上でございます。次の7ページ目、8ページ目が審査結果でございます。この審査結果でございますとおり、審査事項の1、2、5、8、16、18、それぞれ審査結果は適としておりまして、今回の接続約款変更認可申請につきまして、認可することは適当ではないかと考えているところでございます。

- 根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
- 酒井部会長代理　直接関係ないかもしれないのですが、現在のNGNの大体のユーザー数はどのくらいでしょうか。
- 古市料金サービス課長　具体的なユーザー数は把握をしておりますが、まだ立ち上がりで、それほど多数のユーザーではないと認識をいたしております。ただ、例えばNTT東日本におきましては、今年度の第2四半期から本格的に展開を図っており、それから2010年度には現在のフレッツのエリアに展開をしていく予定でございますので、今後ユーザーも拡大をしていくものと認識をしております。
- 根岸部会長　ほかはよろしいでしょうか。それでは、これも諮問事項でございまして、接続に関する議事手続規則に従いまして、諮問された案を本日の部会長会見で報道発表するほか、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見の招請は、規定どおり2回実施し、1回目の意見招請期間は10月29日までといたします。さらに、提出された意見を発表してから、それらの意見について2回目の意見募集を実施し、その期間を2週間といたします。また、本件につきましては、接続委員会においても検討をいただきます。よろしければこのように決定したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。

次に、諮問第3003号、電気通信番号規則の一部改正について審議いたします。

- 山田番号企画室長　お手元の資料1-9に基づきましてご説明をさせていただきます。

横向きのカラーの資料がございますが、これを中心にご説明させていただきます。また、あわせて資料1-9-1もご覧いただければと思います。

まず、電気通信番号規則の改正の概要について簡単に申し上げますと、端末設備を識別するための電気通信番号、IMS Iという番号がございますが、これにつきまして、現在は携帯電話にその使用が限られているのですが、携帯電話以外のサービスについても使用可能としたいというものでございます。これは、本年5月のITU勧告、E.212という勧告があるのですが、この改定によりまして、IMS Iの使用条件が緩和されたことと、国内でも新たに広帯域移動無線アクセスシステム、BWAと言われるものですが、このサービスで国際ローミング等を実現するために、IMS Iの使用の要望がございます。こういったことを踏まえまして、IMS Iの使用を、現在は携帯電話に限られているものを携帯電話以外のサービスについても使用可能とするため、電気通信番号規則の改正を行うものでございます。

経緯といたしまして、まず、現行の電気通信番号規則のIMS Iに係る規定、これは第8条にあります。真ん中の右ですが、IMS Iについては携帯電話に係る端末設備を識別するものを電気通信番号と規定しているのですが、これにつきましては、現在は携帯電話事業者に対して番号の指定が行われているところです。このような中、先ほど申し上げましたように、今年5月のITU勧告の改定によりまして、IMS Iの使用条件が緩和されて、移動端末や移動体サービスに限定されず、電気通信サービスを提供する公衆電気通信網において使用できるように勧告が改訂されております。また、国内におきましては、広帯域移動無線アクセスシステムのサービス展開を予定しておりますウィルコム及びUQコミュニケーションズより、次世代PHS及びWiMAXについて、国際ローミング等を実現するためにこのIMS Iの使用の要望があるところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げたとおり、現行の電気通信番号規則では、携帯電話に係る端末設備を識別するために限定されているところでございまして、これらのBWA、広帯域移動無線アクセスシステムでIMS Iを使用することができないということがございます。このため、今後さまざまなサービスにおけるIMS Iの使用ができるよう、ITU勧告の改定に伴い規定を見直す必要がある訳でございます。

改正案の内容でございますが、まず第8条関係でございますが、現行規定で「携帯電話に係る」と限定しているものを削除いたしまして、携帯電話以外のサービスについてもIMS Iを使用可能としたい。またあわせまして、今年5月のITU勧告におきまし



て、勧告名も変更されておりますので、この変更に合わせて、括弧書きの中ですが、「移動電話端末」を「電気通信回線設備に接続する端末設備」に改正したいと考えておるところでございます。

また、電気通信番号の指定要件を規定しております別表第2関係でございますが、IMS Iの指定要件につきまして、基地局の無線局免許を有しない電気通信事業者であっても、実際にIMS Iを用いて端末設備を識別する電気通信事業者がIMS Iを使用することが可能になるよう、ITU-T勧告の準拠のもと、端末設備を識別する設備を設置すればIMS Iを使用することを可能とするという改正を行いたいと考えておるところでございます。施行日は公布の日からと考えております。説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか、よろしいですか。

それでは、本件につきましても、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定に従いまして、諮問された案を本日の部会長会見で報道発表するほか、広く意見の募集を行うことといたします。意見招請期間は10月30日、木曜日までといたします。本件につきましては、電気通信番号委員会でも検討いただくということで、お願いいたします。

それでは最後の案件ですが、NTT東西の平成19年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について、ご説明をお願いいたします。

○村松料金サービス課企画官　資料1-10に基づきましてご説明申し上げます。1ページ目、今回のご報告の趣旨でございます。平成18年11月に初めてユニバーサルサービスの認可をいただいた際に、審議会から左にございます要望をいただいております。NTT東西は、交付金の算定に用いた経営効率化率7%の達成度合いを総務省に報告すること、NTT東西は、携帯電話やIP電話の普及等、その他の要因が収支に及ぼす影響を分析し、総務省に報告すること、これを踏まえまして総務省では、右にございましており、NTT東西に対しまして当該報告につきまして行政指導を行いまして、報告をいただいているところでございます。

中身でございます。2ページ目をご覧ください。平成19年度の実績でございますが、上の枠囲いにございましており、NTT東西とも平成19年度は設備利用部門につきまして7%を上回る効率化を達成してございます。具体的には、東が7.1%、西が8%の効率化です。項目ごとの削減でございますが、下の欄にございましており、人員数につきましては東で人件費を10%削減、西で7%を削減。業務の集約・アウトソーシング

グの効率化につきましては、東で作業委託費を9%削減、西で8%削減。資産のスリム化につきましては、東で減価償却費等を8%削減、西が10%削減でございまして、それぞれの施策につきましては、右の欄にあるとおりでございます。

3ページ目は、営業収益を含めましたNTT東西の昨年度との増減額、増減率でございまして、このうち営業費用の利用部門費用につきましては、それぞれ7%以上の効率を達成しているものでございます。

続きまして4ページが、市場環境の変化や競争の進展等が及ぼした影響でございます。上の枠囲いにございますとおり、NTT東西ともに費用減を上回る収益減で、営業損益は悪化してございます。まず収益でございますが、東西ともにドライカップへの移行に伴う減少が80億円台、それから携帯電話及び光IP電話等への移行に伴う減少が、東西ともに300億円前後で、全体の収益は、それに比べまして400億円台弱の減少でございます。続きまして費用でございますが、東西ともに加入者回線コストを削減しておりますし、設備利用部門コストの削減も行っておりますが、NTSコストの段階的のつけかえに伴う費用増も発生してございます。トータルとしましては、全体の費用は前年度に比べまして東で136億円、西で241億円の減少でございます。以上に伴いまして、東西ともに営業損益は悪化しているという状況でございまして、それを図示したものが下のグラフでございます。

続きまして、両部門につきまして7%の削減を求めています。設備管理部門の今後のコスト見通しにつきまして、昨年につきまして分析したものが次ページ以降のページでございます。まずはメタルケーブルの維持コストでございますが、加入電話の回線数は年8%ずつ減少しておりますが、メタルケーブルが撤去できない、一方で、宅地開発によります面的なカバーエリアの拡大に伴う敷設、総延長の増加というところがございます。19年度におきましても、メタルケーブルの総延長は前年度に比べて増加しているという状況でございます。このような状況が今後も続いて、メタルケーブルについての維持コストについては減少しない状況が続く見込みが1点目でございます。

もう1点目が6ページ目でございます。メタルケーブルの投資でございます。左のグラフにございますとおり、平成10年までは年間2,000億円の投資を行ってまいりましたが、最近では加入電話の需要減少に伴いまして効率化を図り、新規投資を抑制しております。最近では600億円ぐらいの投資を継続しており、これにつきましては19年度も同様で、今後も同程度の投資額で推移する見込みでございます。

最後に7ページ目、施設保全コストについてでございます。こちらは全く昨年と傾向は同様でございますが、メタルケーブルの法定耐用年数は13年でございますが、左の円グラフにございますとおり、10年を超えるメタルケーブルが8割を超えている、それから右の表にございますとおり、耐用年数を超えると故障率が増加するというのがございまして、施設保全コストにつきましても、今後は上昇していく見込みというようなところでございます。以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで本日の審議を終了いたしました。委員の皆様あるいは事務局から何かございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回につきましては、別途確定次第、事務局より連絡をいたします。どうもありがとうございました。

閉　　会